

1 団体選定評価書

放課後保育クラブ（社会福祉法人 市川市社会福祉協議会）

1 1 団体選定の事由（手続条例第13条第1項に規定する事由）

<p>公の施設の指定管理者制度の運用に関する指針 第2 指定管理者制度の運用についての考え方</p> <p>2 手続条例第13条第1項に規定する事由</p> <p>(1) 指定管理者を指定しようとする公の施設の管理について地域の活力を積極的に活用する必要があること。</p> <p>(2) 指定施設の業務の内容に特殊性があること。</p> <p>(5) 団体の設立の経緯、団体が指定施設の管理を行うこととなった経緯、指定施設の管理の実態等を考慮し、当該団体を当該指定施設の指定管理者とすることが特に適当であると認められ、かつ、当該団体が当該指定施設の管理を良好に行っていること又は行うことができると認められること。</p>

<p>団体が指定施設の管理を行うこととなった経緯及び選定理由</p>	<p>市川市放課後保育クラブ（以下、保育クラブ）は、昭和41年の市川小学校での開設以来公設公営により運営されてきたが、平成14年度から運営を市川市社会福祉協議会に委託し、平成18年度から同協議会を指定管理者に指定し運営されて、その実績で29年度から4度目の指定管理者として現在運営されている。</p> <p>保育クラブは、児童福祉法第6条の3第2項に規定された放課後児童健全育成事業に位置付けられる市川市の自治事務であり、少子化対策の一環であるとともに保護者等の就労支援を目的とし、38箇所の小学校、3箇所の地域ふれあい館、3箇所の公民館、3箇所のその他施設、計47の保育クラブが市内全域にわたり運営されている。</p> <p>○事由（1）について 保育クラブの管理運営においては、家庭・学校・地域との連携を求めており、地域や学校の事情に精通していることや、地域との関わりが重要な要件となり、地域の情報蓄積や、地域の市民団体等との繋がりがあるといった、地域に根差した活動ができる団体による運営であることが求められる。</p> <p>○事由（2）について 保育クラブの業務における特殊性として、保護者に代わり児童の保育・支援を行うことから、児童・保護者の双方との信頼関係が最も重要であり、そのため業務を行う支援員には、深い知識や豊富な経験による業務遂行能力と、信頼関係の構築の面からも安定した継続保育が求められる。</p> <p>また、原則として保育クラブ利用児童は通学している小学校および学区内に設置されている保育クラブを利用することから、市内全域で均一のサービス提供が求められ、社会福祉協議会は市内47箇所の保育クラブを一括して運営できる唯一の団体である。</p> <p>○事由（5）について 社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的に、市内全域を対象範囲としている唯一の社会福祉法人であり、その特性から、市内在住の支援員・補助支援員を雇用しており、平成18年度からの指定管理において、毎年保護者への利用者アンケートにおいても、高い満足度を継続して得ており、良好な管理運営が行われている実績を有していることが認められる。</p> <p>以上のことから総合的に判断し、保育クラブの指定管理者は、市川市の保育クラブ運営事業の趣旨及び目的に合致した、地域福祉の担い手である社会福祉協議会を候補者として選定するものである。</p>
<p>指定施設の管理の実態</p>	<p>市川市社会福祉協議会が平成14年度からは業務委託、18年度からは指定管理により管理運営を実施しており、実施体制も社会福祉協議会内に保育クラブ担当室を設置し、確立していると共に、支援員に対する教育も年5回の研修を実施しており、保育の質の向上に努めている。また市内全域の保育クラブの運営を実施することにより、保育内容等サービスの市内均一化が図られている。</p>

2 特定の団体が指定管理者の候補者として相応しいかの評価

<p>当該団体の設立の経緯</p>	<p>昭和26年に社会福祉事業法によって全国社協と都道府県社協が設置され、市川市においても同年市川市社協が設置され、その後、昭和42年に社会福祉法人市川市社会福祉協議会として設立され、現在に至っている。</p> <p>また、昭和61年から千葉県地域ぐるみ福祉推進計画が策定され広域福祉圏、基本福祉圏、小域福祉圏を各市町村に設置することになり、より身近な地域ぐるみで福祉のまちづくりを重点とする事業が進められ、平成12年には14の支部社協が設置されるとともに社会福祉事業法が社会福祉法に改正され、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として明確に位置付けられている。</p>
<p>当該団体が実施する事業と指定施設との関係</p>	<p>社会福祉協議会は、市内全域の地域福祉の推進を図ることを目的とし、社会福祉事業の企画や実施を自治会をはじめとする地域の諸団体やボランティア団体、福祉や保健等の関係機関・団体と連携、協力して行う地域福祉の中核的団体である。</p> <p>また、保育クラブ事業は、社会福祉法において第二種社会福祉事業に位置付けられており、指定施設は、市内全域の38の小学校を含めて47の公の施設で運営していることから市と指定管理者としての社会福祉協議会とで管理運営を行っている。</p>
<p>市民ニーズを取り入れる体制</p>	<p>保護者への満足度調査（利用者アンケート）の実施（毎年1回実施）</p>
<p>地域住民との協働の推進体制</p>	<p>地域交流会への参加、高齢者との交流事業など地域住民との協働を推進する体制づくりに積極的に取り組む体制を整えている。実際の活動では、地域のボランティアグループと一緒に読み聞かせをしたり、地域の高齢者の方に囲碁や将棋を習うなど、交流を深めている。</p> <p>また、保育クラブの支援員および補助支援員の採用にあっては、市内在住の支援員が71.9%、補助支援員が88.9%となっていて、地域の力を生かした運営となっている。（令和3年4月1日現在、支援員278名、補助支援員414名）</p>
<p>利用者からのアンケート結果（利用者からの支持）</p>	<p>指定管理者がクラブ運営や保育の内容などについて、保護者及び児童の満足度調査のために毎年実施している利用者アンケートにおいて、運営についての満足度の項目では、</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年度（満足75.1%、普通22.5%、不満1.9%） 平成29年度（満足80.5%、普通17.9%、不満1.0%） 平成30年度（満足79.7%、普通18.2%、不満1.4%） 令和元年度（満足80.7%、普通17.6%、不満1.4%） <p>という高い評価を得ている。さらに支援員の支援や保育の内容等についての項目においても、運営と同等以上の高い評価を得ており、質の高い保育を実施している。</p>
<p>その他</p>	<p>社会福祉協議会は市内在住の支援員を多く確保しており、地域ぐるみで子育ての一翼を担っている唯一の団体であり、地域の活力を積極的に活用し、安定した保育クラブの運営を行える団体である。</p> <p>保育クラブは、昭和41年に留守家庭児童会として開設されて以来平成13年度まで市直営で行ってきており、その間、支援員の身分格差是正、保育手数料の徴収、保育対象学年の引き上げ、保育時間の延長などの課題が山積しているなかで、地域福祉のプロである社会福祉協議会に運営の一部を委ね、支援員の身分一元化をはじめとする諸課題を解決した経緯がある。また、令和2年度からはコロナ禍において、刻一刻と変化する事態に対し、学校と連携した一時預かり事業を行う等、可能な限り市の方針を受入れ対応している。</p>